

民法第 968 条 自筆証書遺言に関する改正の要点

1. 改正の概要

遺言者は、遺言書の全文、日付及び氏名を自書して押印することで自筆証書による遺言をすることができる（民法第 968 条第 1 項）。

今回の改正で同条第 2 項が新設され、この自筆証書遺言と一体のものとして、自書によらない財産目録を添付することができることとされた（改正前の第 2 項は第 3 項になった）。

改正前は、相続財産が多数に渡る場合であっても、すべてを自書する必要があったことから、今回の改正によって自筆証書遺言がしやすくなったと言えよう。

2. 財産目録の作成が予想されるケース

特に相続財産が多数に及ぶ場合などに財産目録が作成されることが予想される。

例えば、遺言書本文に多数の相続財産を列挙するよりも、「別紙財産目録 1 のうちの A 財産を甲に相続させる。」「別紙財産目録 2 のうちの B 財産を乙に遺贈する。」というように財産目録が作成されると、自筆証書遺言が簡便になされるほか、遺言の内容が明確になると考えられるからである。

3. 財産目録の形式について

財産目録の形式については、次の 4. の項目で記載する署名押印以外には特段の定めは無く、下記の形式・形体により作成したもので良い。

- ・遺言者本人がパソコンで作成する。
- ・遺言者以外の者がパソコンで作成する。
- ・不動産について、登記事項証明書を添付する。
- ・預貯金について、通帳の写しを添付する。

4. 財産目録への署名押印について

新設された同条第 2 項後段より、遺言者は自書によらない財産目録の毎葉に署名押印しなければならない。

自書によらない財産目録が片面に記載されている場合 … その面または裏面の1箇所に
自書によらない財産目録が両面に記載されている場合 … 両面の各1箇所に
それぞれ署名押印しなければならない。

押印に関する定めは無いので、本文で用いる印鑑とは別の印鑑で押印しても構わない。

5. 財産目録の添付方法について

特別な定めは無いが、一体性を確保する観点から、自筆の遺言書本文と財産目録とをホッチキス等で綴じたり、契印することが望ましいと考えられる。

また、自筆証書に財産目録を添付することに関する改正であるから、本文が記載された自筆証書部分と自書によらない財産目録とは別の用紙で作成されている必要がある。

(自筆証書部分と自書によらない財産目録とが同一用紙に記載されてはならない。)

6. 自書によらない財産目録の訂正方法について

改正前の同条第2項が第3項に繰下がって存続しているため、改正前と同様の方法によらなければならない。

すなわち、遺言者が変更場所を指示し、当該箇所を変更した旨を付記して署名かつ押印しなければ訂正の効力が生じない。

<参考：法務省 HP>

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00240.html

民法第 968 条 自筆証書遺言に関する改正 新旧条文比較

改正前	改正後
<p>(自筆証書遺言)</p> <p>民法 968 条</p> <p>自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。<u>変更なし</u></p> <p>② 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。<u>2 項新設により 3 項に繰下</u></p>	<p>(自筆証書遺言)</p> <p>民法 968 条</p> <p>自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。<u>変更なし</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産(第 997 条第 1 項に規定する場合における同項に規定する権利を含む)の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。<u>新設</u></p> <p>③ 自筆証書(前項の目録を含む)中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。<u>2 項より繰下</u></p> <p>【参考条文】</p> <p>(相続財産に属しない権利の遺贈)</p> <p>第 996 条</p> <p>遺贈は、その目的である権利が遺言者の死亡の時に於いて相続財産に属しなかったときは、その効力を生じない。ただし、その権利が相続財産に属するかどうかにかかわらず、これを遺贈の目的としたものと認められるときは、この限りでない。</p> <p>第 997 条</p> <p>相続財産に属しない権利を目的とする遺贈が前条ただし書きの規定により有効であるときは、遺贈義務者は、その権利を取得して受遺者に移転する義務を負う。</p>